3　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　建設工事は、第２タクシープールに発進立坑を築造し、同立坑から掘進して「羽田空港アクセス線」の鉄道躯体となるシールドトンネルを築造するものである。我が国で最も利用者が多い東京国際空港において、警察署庁舎や共同溝、エアサイド連絡橋、貨物上屋といった既設構造物との近接箇所や、供用中の滑走路、誘導路、エプロンといった空港施設の直下を掘進するため、陥没、空洞の発生や既設構造物の変位等を防止し、工事による空港内の施設への影響を最小化する必要がある。

また、本シールドトンネルは、空港用地内において、他事業者の施工するシールドトンネルと地中接合を行う予定である。地中接合部は地表面下約40ｍに位置し水圧が高いため、地山の安定性と止水性を確保しながら、安全・確実に施工する必要がある。さらに、軟弱かつ複雑な埋立地盤において、低土被り部から高水圧がかかる大深度下まで、土中の支障物や可燃性ガス等の施工リスクにも対応しながら、効率的に施工する必要がある。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めるものである。

≪技術提案項目≫

①　空港内の施設への影響の最小化に有効な施工方法の提案（地中接合に関するものを除く）：400点

②　地盤条件や周辺環境条件を考慮した地中接合の安全・確実な施工方法の提案：100点

③　工事の全体コスト縮減に有効な施工方法の提案：400点

≪実施方針≫

技術協力業務に関する実施方針：100点

⑵　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　技術提案書を提出した者の中から、競争参加資格があると認められる者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者の選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の１）から５）の順で優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案項目③の得点が高い者

２）技術提案項目①の得点が高い者

３）技術提案項目②の得点が高い者

４）関東地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

５）該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約の締結と同時に建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結する。技術協力業務完了後価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

4　手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和４年７月29日から令和４年９月８日まで説明書等を入札情報サービスより配付する（入札情報サービスＵＲＬ https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）。

これによりがたい場合は、⑴に掲げる担当部局にて配付する。

⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期限、場所及び方法　令和４年９月９日12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）の場合、上記⑴の担当部局に提出。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　本業務における契約保証金は免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑹　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も、上記４⑶により申請書を提出することができる。この場合において、２⑴及び⑷から⒀までに掲げる要件を満たすときは、優先交渉権者の選定日までに２⑵及び⑶の要件を満たすことを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

⑺　建設工事の契約相手方の特定及び契約締結は、建設工事に係る予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

⑻　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIBASHI Hironobu Vice Director of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Technical cooperation for construction work of the shield tunnel at access service by railways to the airport in Tokyo International Airport

⑷　Time limit for the submission of application forms, relevant documents for the qualification, and proposals by electronic bidding system : 12 : 00　9 September 2022

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年７月29日

独立行政法人国立病院機構

仙台医療センター院長　上之原広司

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　04

○第 01508 号（№01508）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　内視鏡手術システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和４年度第４・四半期

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構仙台医療センター

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和４年９月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒983―8520 宮城県仙台市宮城野区宮城野２―11―12　独立行政法人国立病院機構仙台医療センター契約係　神津　美奈　電話022―293―1111　内線3283

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和４年７月29日から令和４年９月14日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。